

岡山市における 宿泊税の制度方針等について

令和8年7月22日(水)・23日(木)
岡山市財政局税務部税制課
岡山市産業観光局観光部観光振興課

目次

- 1 本市の宿泊税制度 . . . P. 1
- 2 宿泊事業者への支援策（案） . . . P. 3
- 3 よくあるご質問への回答 . . . P. 5
- 4 使途の概要について . . . P. 9
- 5 今後のスケジュール（案） . . . P. 10

1 本市の宿泊税制度

岡山市宿泊税等検討委員会からの答申内容を基本としつつ、宿泊事業者の皆様への説明会、アンケート調査でお寄せいただいたご意見等を踏まえて検討を行った結果、以下の制度方針とします。

項 目	岡山市の制度
課税客体等	・ 課税客体：岡山市に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為 ・ 課税標準：宿泊施設への宿泊数 ・ 納税義務者：宿泊施設への宿泊者
徴収方法	・ 徴収方法：特別徴収 (宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し市へ納入する。)
税率 (税額)	・ 税率区分：税率区分は設けない（一律定額） ・ 税額：1人1泊につき 200円
非課税事項 (免税点) (課税免除)	・ 免税点、課税免除は設けない。
申告納入期限	・ 毎月末日までに、前月の初日から末日までの間の分を申告し、納入する。 ・ 一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告納付が可能。

1 本市の宿泊税制度

項 目	岡山市の制度
課税期間 (見直し期間)	・ 導入後3年が経過した時点で初回の見直し、検討を実施、 その後は5年ごとに見直しを行う。
徴収事務負担に 対する支援策	・ 宿泊事業者の特別徴収にかかる労務や費用的な負担を支援する ため、特別徴収交付金制度を設ける。⇒ 【支援策1】 ・ 特別徴収を実施するにあたり、レジシステムの整備等、 イニシャルコストとして宿泊事業者が負担する費用に対する助成 制度を設ける。⇒ 【支援策2】
入湯税	・ 入湯税の改正は行わない。
導入の時期	・ 令和9年度中の導入に向け、事務的な準備を進めていく。

2 宿泊事業者への支援策（案）

【支援策1】特別徴収交付金

- （1）制度概要 宿泊事業者の皆様が税の徴収にかかる労務や費用的な負担を支援するため、納期内納入額に対し、一定の率をかけた額を交付します。
- （2）交付率の考え方
 - ・他自治体の交付率を参考に、本市や他自治体の宿泊事業者の皆様から出されたご意見を踏まえ、近年の決済環境の変化（クレジットカード決済やOTA（オンライン旅行取引事業者）の増加）、人件費の上昇を勘案するもの
- （3）交付率 上記「交付率の考え方」を勘案し、他都市の交付率の範囲内で検討中

【支援策2】システム整備費助成

- （1）制度概要 宿泊事業者の皆様が税の特別徴収を実施するにあたり、レジシステムの整備等、イニシャルコストとして負担する費用に対して助成を行います。
- （2）補助率 一定の限度額を設けた上で、補助を行うことを検討中

【参考】他自治体のシステム整備助成の流れ



【補助対象】

- ・ 既存のレジシステムの改修
- ・ 新たなレジシステムの構築等

3 よくあるご質問への回答（税の導入について）

Q1 宿泊税とはどのような税金か

宿泊税は、ホテルや旅館、民泊などの宿泊施設に宿泊する場合に、宿泊者の宿泊行為に対して課税する法定外目的税です。法定外目的税とは、特定の政策課題の財源とするため、地方自治体が独自に創設・課税する税です。

Q2 なぜ導入するのか

近年、観光ニーズの多様化や急速なインバウンド需要の拡大など、観光を取り巻く環境が大きく変化する一方で、宿泊業界における人材不足などの課題が顕在化しています。また、本市において、将来的な生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少が見込まれる中、観光地の受入体制不足や地域間競争の激化といった新たな課題が生じることが懸念されています。こうした状況に対応し、持続可能な観光の実現を図るため、各種観光施策に積極的かつ継続的に取り組む必要があると考えており、そのための安定的かつ継続的な財源確保を目的に、宿泊税を導入したいと考えています。

Q3 なぜ宿泊行為に対して課税するのか

観光行動に着目して課税対象を比較検討した結果、課税対象の把握の容易性等から、宿泊行為に着目した課税が適当であるとの結論に至りました。

Q4 宿泊税が観光以外の施策に使われることはないか

宿泊税は、地方自治体が特定の政策課題の財源とするために、独自に創設・課税する「法定外目的税」であり、観光振興以外の施策に使われることはありません。

3 よくあるご質問への回答（税の導入について）

Q5 なぜ税額が一人200円なのか

先行自治体での導入事例、宿泊事業者の皆様へのアンケート結果、宿泊者にとっての分かりやすさ、想定事業規模のための財源確保の4つの観点から総合的に検討した結果、1人1泊につき200円が適当との結論に至りました。

Q6 導入予定日はいつなのか

令和9年度中の導入を目標としています。

3 よくあるご質問への回答（徴収事務について）

Q7 「宿泊」の定義は

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為を言いますが、宿泊税においては原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

- ・ その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ・ 上記以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

Q8 領収書に宿泊税の表記をしなければならないのでしょうか

宿泊税は消費税の課税標準である課税資産の対価に含まれませんが、領収書に宿泊税の記載がない場合は、宿泊税を含んだ金額が消費税の課税標準となってしまうため、領収書等には宿泊税の名称及びその額を記載するようお願いします。

なお、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」となり、名称とその額は手書きしていただいても結構です。

Q9 ビジネス客など観光目的ではない宿泊でも課税対象となりますか

旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、宿泊目的に関わらず一定程度の行政サービスを享受していることを鑑み、すべての宿泊客に宿泊税をご負担いただくこととしております。

Q10 宿泊税の徴収方法に決まりはありますか

徴収方法については定めていないため、事前決済時に宿泊料金と併せて徴収する方法や現地で徴収する方法、また、現金に限らずクレジットカードでの徴収など、宿泊事業者の皆様が徴収しやすい方法を選択いただいて差し支えありません。

3 よくあるご質問への回答（徴収事務について）

Q11 宿泊税の特別徴収義務者になることを拒否できますか

宿泊税の特別徴収義務者は、市の条例に基づいて義務付けられるため、宿泊事業者の皆様の希望による辞退・拒否はできません。旅館業法等の許可を受けたホテル・旅館の経営者や、住宅宿泊事業法の届出をした事業者は特別徴収義務者となります。

Q12 OTA事前決済の場合の宿泊税の取扱いはどうなりますか

現地払いとする方法と、事前決済に含めて一括徴収する方法があります。現地払いとする場合は、OTAのプラン本文や予約完了メール等に「宿泊税は現地で別途頂戴いたします」と明記して事前周知を徹底する必要があります。

今後、宿泊事業者の皆様向けに、より詳細なFAQを作成し、岡山市ホームページにて公開させていただきます。

4 使途の概要について

使途の方針

「岡山市観光・MICEアクションプラン」※に基づき、岡山市が抱える以下の5つの観光課題の解決に資する施策に充当することを基本とする。

※岡山市観光・MICEアクションプランとは

本市の中長期的なまちづくりの指針となる「岡山市第七次総合計画」について、令和8年度から令和17年度までを計画期間とする「長期構想」及び、構想の実現に向けた具体的な施策を示した、令和8年度からの5年間を期間とする「前期中期計画」を策定しました。

本プランは当該計画と整合性を図りつつ、国内外からの観光誘客及びMICE誘致の強化を促進するための具体的施策の方向性を定めるものです。

使途のイメージ

本市の観光課題	①認知度の低さ	②通過型観光	③高付加価値化	④人材不足	⑤年間観光客の平準化
施策案	(1)地域資源(観光地、食、イベント)の魅力向上	(1)交通利便性の発信	(1)観光資源の磨き上げ	(1)宿泊業におけるデジタル化の推進や外国人材の受け入れ促進	(1)冬季イベントの充実
	(2)効果的なプロモーション戦略	(2)ナイトタイムエコノミーの推進	(2)観光ボランティアの連携	(2)郷土芸能の担い手育成	(2)MICEの推進
		(3)外国人向け宿泊助成	(3)体験型観光コンテンツの造成		(3)海外への効果的なプロモーション
		(4)観光地の魅力向上づくり	(4)受入環境整備		

5 今後のスケジュール（案）

令和8年度
(2026年度)

宿泊税制度方針説明会（本日）

（仮称）岡山市宿泊税条例の可決

総務省協議・同意

宿泊税徴収事務説明会

宿泊事業者の準備期間
経営申告書提出
システム補助申請

広報等による制度周知

令和9年度
(2027年度)

宿泊税課税開始

宿泊税徴収事務

宿泊税を活用した観光振興施策の実施